



日本の
ひなた
宮崎県

Press Release

令和4年12月28日

令和4年台風第14号による災害に係る被災者生活再建支援法の適用について

令和4年台風第14号に伴う被災者生活再建支援法施行令第1条第1号の適用に関し、下記のとおり公示します。

記

令和4年9月17日、宮崎県都城市の区域内において発生した台風第14号による災害を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の対象となる自然災害とする。

該当区域	発生日	適用基準 (支援法施行令)	住宅被害（世帯）12月28日現在		
			全壊	半壊	床上浸水
都城市（※）	9月17日	第1条第1号	2以上	184以上	20以上

※既に適用している延岡市に続いての適用となります。

※内閣府においても同時発表。

【参考】

- 被災者生活再建支援法の適用により、都城市で住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊した世帯について、申請により被災者生活再建支援制度が適用され、被害の程度と住宅再建の方法に応じて、被災者生活再建支援金が公益財団法人都道府県センターから支給されます。
- 台風第14号により県内の延岡市及び都城市以外の市町村で、全壊、大規模半壊又は中規模半壊した世帯は、申請により、宮崎県・市町村災害時安心基金から市町村を通じて支払われる宮崎県・市町村被災者生活再建支援金の対象となります。
- その他、台風第14号に係る住家被害に対する支援については、県庁ホームページをご覧ください。「宮崎県 自然災害 支援」で検索ください。

福祉保健課 地域福祉保健・自殺対策担当

担当者：野口、金丸、西久保

電話：0985-44-2660（内線 8221、8212）